

「助かるいのちを確実に助けるために」 ～災害時の医療救護体制～

地震など大規模な災害が発生した場合、多くの負傷者の発生が予想されるため、市では1人でも多くの方の命を救うことができるように『救護所』を開設し、『トリアージ(けがの程度や緊急度により治療や搬送の優先順位を決めること)』や『応急処置』などの対応にあたります。

「けがをしたら、どこに行けばいいの?」、「救護所で対応できない症状の場合はどうなるの?」など、災害発生時の医療救護体制についてお知らせします。 ☎健康づくり課健康企画室 ☎84-6127

災害時医療体制の考え方

災害時の医療は、通常時の医療とは異なり、限られた人手や設備・医薬品を有効に活用し、「いかに1人でも多くのいのちを救うか」が求められます。そのため、医療救護の最前線を担当する「救護所」では、トリアージを行い、負傷者の処置や搬送の順位を決定します。

災害で負傷…、まずは『救護所』へ

「救護所」は、袋井市医師会・磐岡歯科医師会袋井支部・小笠袋井薬剤師会などの協力により、市内7か所に設置され、トリアージ及び重症者の応急処置などの医療救護活動を行います。

「震度6弱」以上の地震が発生したときには、医師・歯科医師・薬剤師・災害時看護ボランティアなどの医療従事者が、救護所へ自動的に参集することになります。

災害でけがなどをした場合には、まずは最寄りの救護所へ向かってください。重症の方は、救護所で応急処置の後、「救護病院(中東遠総合医療センター)に運ばれて治療を、軽症の方は、そのまま救護所で処置を受けることとなります。

また、救護病院でも対応できない重症の方は、被災地以外の病院に大型ヘリコプター・航空機などで搬送されて、治療を受けることとなります。

☆『救護所』・『救護病院』の設置場所・担当地区は、次ページをご覧ください。

最も重要なのは、けがをしないこと!

「救護所」や「救護病院」では、人手や医薬品などが不足する中、多くの負傷者の対応をしていくことになるため、大変混乱することが予想されます。

また、東日本大震災のように、災害はこれまでの予想を超える規模で発生し、行政の力だけでは対応できないことがあります。

まずは「自分の身は自分で守る」ことが一番重要です。災害が発生したときにけがをしないよう、日ごろから次のような備えをしておきましょう。

大規模災害により、多数の負傷者が発生

自主防災隊、消防団、消防本部による搬送



救護所(市内7か所)

- 1 袋井南救護所(高南小)
- 2 袋井西救護所(袋井西小)
- 3 袋井北救護所(袋井北小)
- 4 袋井東救護所(袋井東小)
- 5 山梨救護所(山名公民館)
- 6 浅羽北救護所(浅羽北公民館)
- 7 浅羽南救護所(浅羽南小)

自主防災隊、消防団、消防本部による搬送 → 重症患者、中等症患者

救護病院兼災害拠点病院(中東遠総合医療センター)

大型ヘリコプター、航空機による広域搬送 → 対応できない重症患者

被災地以外の病院



◎災害時、自分の身を守るために!

- 1 住宅の耐震化やガラスの飛散防止対策を行いましょ。
- 2 割れたガラスなどを踏んでけがをしないように、常に身近なところにスリッパや上履きを置いておきましょう。
- 3 家具類の固定をしたり、寝室に背の高い家具を置いたりしないようにしましょう。
- 4 市販の常備薬を備蓄するとともに、普段服用している薬が分かるように「お薬手帳」を携帯しましょう。
- 5 お住まいの地区の避難所や救護所の場所と、安全な避難経路を確認しておきましょう。



**5山梨救護所
(山名公民館)**

- ・三川、上山梨、下山梨
- ・宇刈、今井の一部(深見北、深見南、深見東)

**2袋井西救護所
(袋井西小学校)**

- ・袋井、川井、袋井西
- ・田原、駅前、高尾の一部(掛之上、下地、三門町)
- ・袋井北の一部(天神町)

**6浅羽北救護所
(浅羽北公民館)**

- ・浅羽北、浅羽西、笠原

**7浅羽南救護所
(浅羽南小学校)**

- ・浅羽東、浅羽南

**3袋井北救護所
(袋井北小学校)**

- ・袋井北の一部(鷲巢上、鷲巢下、北町、可睡、上久能、中久能、下久能、堀越上、堀越中、堀越一丁目、堀越二丁目、堀越三丁目、堀越五丁目、山科上、山科下)
- ・袋井北四町
- ・今井の一部(太田、太田東、太田西、太田南、延久、横井、徳光、小山)

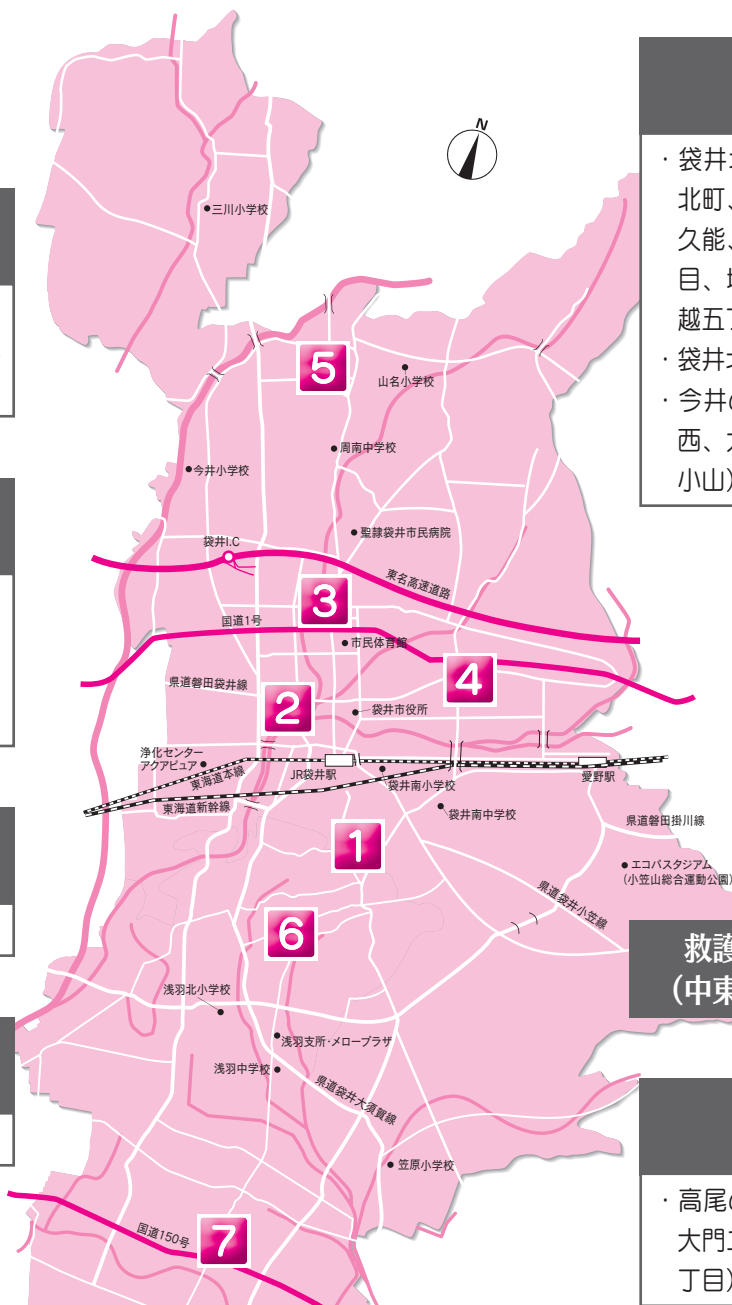
**4袋井東救護所
(袋井東小学校)**

- ・袋井東一、袋井東二、方丈

**救護病院兼災害拠点病院
(中東遠総合医療センター)**

**1袋井南救護所
(高南小学校)**

- ・高尾の一部(田端、大門一丁目、大門二丁目、大門三丁目、大門五丁目)、高南、豊沢、愛野



医療救護施設(救護所・救護病院)位置図 ※平成26年度と変更はありません。

(各救護所の下に枠に表示されている名称は、各救護所が担当する自治会連合会名(自治会名)です)

◎災害時看護ボランティアを募集しています！

災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に行うためには、多くの医療従事者の力が必要となります。このため、市では、救護所での医療救護活動をお手伝いいただく「災害時看護ボランティア」を募集しています。**皆さんの協力が、1人でも多くの命を救うことにつながります。是非、登録をお願いします。**

時活動期間…災害発生からおおむね3日間 **所**活動場所…原則として、自宅から最も近い救護所

内活動内容と役割…トリアージ補助・軽症患者の処置・記録作成など、医療救護活動全般

対募集対象…看護師・准看護師・助産師・保健師の資格をお持ちの方または、そのほか医療関係の資格をお持ちの方

申登録方法…電話・ファクス・Eメールでご連絡ください。登録書をお送りします。

☎健康づくり課健康企画室 ☎84-6127 FAX42-7276 ✉kenkoukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp